

【入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費】

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

入院時食事療養の施設基準

■ 入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）

□ 当院は、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降の配膳）

及び適温で提供しています。